

## 静岡商工会議所青年部規則

### (目的)

第1条 本青年部は、静岡商工会議所の事業活動への参画を通じて、商工会議所事業の活性化と地域商工業の振興を図り、会員相互の親睦と連携を密にし、企業経営者としての研鑽をつみ、あわせて、社会一般の福祉の増進に資することを目的とする。

### (名称)

第2条 本青年部は、静岡商工会議所青年部（通称「静岡商工会議所くろがね会」）と称する。

### (事務局)

第3条 本青年部の事務局は、静岡商工会議所内に置く。

### (事業)

第4条 本青年部は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 静岡商工会議所会頭の諮問に応じて答申するとともに、必要に応じ、青年部としての意見を関係方面に具申、又は建議すること。
- (2) 静岡商工会議所会頭から委託された事業。
- (3) 会員相互の親睦と研鑽のための事業。
- (4) 地域社会の発展に関する調査研究及び情報・資料の収集、又は刊行。
- (5) 関係団体及び各地の青年部との交流、強調。
- (6) その他本青年部の目的を達成するために必要な事業。

### (会員の種類と資格)

第5条 本青年部の会員は、次の2種類とする。

- (1) 正会員
- (2) 特別会員

2. 正会員は、静岡商工会議所の会員事業所の経営者及びその後継者又は管理者で、年令49才までの者とする。ただし、年度の途中に上記制限年齢に達するときは、その年度内は制限年令を超えて会員の資格を有するものとする。

3. 特別会員は、制限年令に達した正会員のみがその資格を有するものとする。

### (加入)

第6条 会員となることを希望する者は、所定の加入手続きにより、加入の申込みをしなければならない。

### (会費)

第7条 会員は、毎年定められた会費を所定期日までに納入しなければならない。

2. 会費の金額及び払込方法は、会員総会の議決を経て定める。

(退 会)

第 8 条 退会を希望する会員は、退会届を提出しなければならない。年度の途中で退会しても既納の会費は返納しない。

(除 名)

第 9 条 本青年部の体面を傷つけ、又はその目的遂行に反する行為を行った会員は、役員会の決議によって除名することができる。

(役 員)

第 10 条 本青年部に次の役員を置く。

会 長 1 名

直前会長 1 名

副会長 4 名以内

理 事 若干名

監 事 3 名以内

2. 役員は、会員総会において会員の中から選出し、又は解任する。

(役員の仕事)

第 11 条 会長は、本青年部を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3. 理事は、会長及び副会長を補佐し、会務を処理する。

4. 監事は、本青年部の業務及び経理を監査する。

(役員の仕事)

第 12 条 役員の仕事は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠で選任された役員の仕事は、その前任者の残任期間とする。

(会員総会)

第 13 条 本青年部に会員総会を置く。

2. 会員総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集する。

(会員総会の決議事項)

第 14 条 次に掲げる事項は、会員総会の議決を経なければならない。

(1) 規則の変更

(2) 役員の仕事及び解任

(3) 事業計画ならびに収支予算の決定

(4) 事業報告ならびに収支決算の承認

(5) 会費の金額及び払込方法、その他会費に関する事項

(6) その他重要な事項

( 会員総会の議長 )

第 1 5 条 会員総会の議長は、会長をもってあてる。

( 会員総会の議事 )

第 1 6 条 会員総会は、総会員数の 2 分の 1 以上の出席がなければ、議事を聞き議決することができない。

2 . 会員総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 . 会員総会における会員の議決権及び選挙権は、各々 1 個とする。

4 . 会員は、あらかじめ通知のあった事項につき、会員が記名捺印した書面又は代理人をもって

議決権及び選挙権を行使することができる。

5 . 前項の規定により議決権及び選挙権を行使する者は、出席者とみなす。

( 報告義務 )

第 1 7 条 会長は、会員総会において議決された事項のうち、特に必要と認めるものについて静岡商工会議所会頭に報告しなければならない。

( 役員会 )

第 1 8 条 本青年部に役員会を置く。

2 . 役員会は、会長、副会長、理事をもって組織する。

3 . 監事及び直前会長は、役員会に出席して意見を述べることができる。

4 . 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

( 役員会の決議事項 )

第 1 9 条 次に掲げる事項は、役員会の議決を経なければならない。

( 1 ) 会員総会に提案すべき事項

( 2 ) 会員の加入の諾否及び除名

( 3 ) 委員会及び部会に関する事項

( 4 ) 顧問及び相談役の委嘱の承認

( 5 ) 本青年部の運営に関する事項

( 準用規定 )

第 2 0 条 第 1 5 条 ( 議長 ) 第 1 6 条 ( 議事 ) 第 1 7 条 ( 報告義務 ) の規定は、役員会について準用する。

( 委員会・部会 )

第 2 1 条 本青年部にその目的達成に必要な重要事項を調査研究するため、委員会及び部会を置くことができる。

2 . 委員会及び部会に必要な事項は、役員会の議決を経て定める。

( 顧問・相談役 )

第 2 2 条 本青年部に顧問及び相談役を置くことができる。

( 事業年度 )

第 2 3 条 本青年部の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

( 収 入 )

第 2 4 条 本青年部の経費は、会費、補助金、その他の収入をもってあてる。

附 則

( 実施の時期 )

この規約は、昭和 6 1 年 7 月 4 日より実施する。

この規約は、昭和 6 3 年 6 月 1 7 日より改正実施する。

この規約は、平成元年 6 月 2 0 日より改正実施する。

この規約は、平成 2 年 6 月 1 5 日より改正実施する。

この規約は、平成 4 年 5 月 1 8 日より改正実施する。

この規約は、平成 5 年 4 月 1 日より改正実施する。

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日より改正実施する。